

令和4年

全員協議会記録

令和4年7月14日

和光市議会

全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和4年7月14日（木曜日）
午後 1時13分 開会 午後 1時48分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 15名

議 長	齊 藤 克 己 議員	副議長	安 保 友 博 議員
1 番	菅 原 満 議員	2 番	猪 原 陽 輔 議員
3 番	熊 谷 二 郎 議員	5 番	内 山 恵 子 議員
6 番	齊 藤 誠 議員	7 番	伊 藤 妙 子 議員
9 番	待 鳥 美 光 議員	10番	金 井 伸 夫 議員
11番	赤 松 祐 造 議員	12番	小 嶋 智 子 議員
13番	松 永 靖 恵 議員	14番	萩 原 圭 一 議員
16番	富 澤 勝 広 議員		

◇欠席議員 2名

4 番	鳥 飼 雅 司 議員	8 番	富 澤 啓 二 議員
-----	------------	-----	------------

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	企 画 部 長	中 蔦 裕 猛
総 務 部 長	伊 藤 英 雄	保 健 福 祉 部 長	大 野 久 芳
企 画 部 次 長 兼 秘 書 広 報 課 長	茂 呂 あ かね	総 務 人 権 課 長	渡 辺 剛
長 寿 あ ん し ん 課 長	田 中 克 則	地 域 包 括 ケ ア 課 長	上 原 健 二
長 寿 あ ん し ん 課 長 補 佐	川 口 暢	地 域 包 括 ケ ア 課 長 補 佐	浅 井 里 美

◇事務局職員

議 会 事 務 局 長	松 戸 克 彦	議 事 課 長 補 佐	中 村 智 子
議 事 課 副 主 幹	本 間 修		

◇本日の会議に付した案件

市が被告となる民事訴訟に係る裁判費用について

午後 1時13分 開会

○齊藤克己議長 ただいまから全員協議会を開催いたします。

ここで、富澤啓二議員は体調不良のため、鳥飼雅司議員は身内に御不幸があったため、欠席届が出ておりますので、御報告させていただきます。

初めに、市長より挨拶をお願いいたします。

○柴崎市長 議員の皆様におかれましては、日頃より市政運営に関しまして、特別の御理解、御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

また、6月議会が閉会して間もない中、全員協議会を開催していただきまして、ありがとうございます。

本日は、市が被告となる民事訴訟に係る裁判費用について、議員の皆様にご説明をさせていただきます。東内元職員による一連の刑事訴訟における被害者の方から、昨年末に被害相当額を支払うよう求められておりました。市といたしましては、元職員の行為は業務上の行為といえないため、支払いには応じられない旨を先方に伝えておりましたが、市の主張が受け入れられなかったことから、今回、市に対して民事訴訟が提起されたものでございます。

非常に残念なことではございますが、今後、訴訟の審理の中で、市の主張をしっかりと明らかにしておく所存でございます。訴訟の内容や裁判費用などにつきまして、詳細を保健福祉部長以下から説明をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○齊藤克己議長 ここで、市長は公務のため退席いたします。

〔柴崎市長退席〕

安保議員。

○安保友博議員 前回の議会運営委員会で、総務部長が持ち帰るって話があったんですが、その点市長に御説明いただきたいのですが。職員のSNSの関係の話ですけど、日にちもたっていますので、市長の公式の見解を聞きたいと思うんですけども。

○齊藤克己議長 この会議は、市が被告となる民事訴訟に関する裁判費用についてを協議させていただいております。その点について、今この場で、市長がいらっしゃるのでお話をということではなく、また別の機会を通してお話をさせていただきたいと思っております。

安保議員。

○安保友博議員 具体的にいつか教えてください。日にちもたっていますので。

○齊藤克己議長 全員協議会ですので、主題としては、皆さんに裁判費用についてお諮りするということで、お招きしておりますので、御了承いただきたいと思っております。

その件については、また後日ということによろしいですね。

重ねて申し上げますが、本日の案件は、市が被告となる民事訴訟に係る裁判費用についてであります。説明を願います。

大野保健福祉部長。

○大野保健福祉部長 元職員の不祥事による刑事事件、窃盗、詐欺、業務上横領などがございましたが、本日、報告をさせていただくものは、認知症高齢者夫婦から預かっていた現金、キャッシュカードをだまし取る、あるいは不正に利用し引き出すといった行為に係るものでございます。刑事事件の進展に伴い、被害者の後見人である弁護士から、元職員の行為により被害を被ったとして、被害額と弁護士費用を合計した、7,370万円を和光市が払うよう民事訴訟が提起されました。

訴状の到着が去る6月28日、火曜日のことでもございました。このことにより、第1回の口頭弁論の日時、事前の答弁書の提出の期限が示されましたことから、市といたしましては、早急に民事訴訟に係る準備をするため、裁判費用を予算措置する必要が生じました。

本日、概要、経過及び今後の対応を御説明させていただいた後、御理解をいただけるのであれば、地方自治法の規定に従い、市長専決にて補正予算の措置を取らせていただきたいと思いますと考えているところでございます。この後、お配りさせていただきました資料を基に、長寿あんしん課長から御説明等をさせていただきます。

○齊藤克己議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 それでは、お手元に配布してございます資料に基づきまして御説明申し上げます。資料の2ページ、民事訴訟の概要が記載してございます。先ほど市長、部長から申し上げたように、刑事事件で被害に遭われた方からの請求になりますことから、まず刑事事件の全体概要につきまして、御説明申し上げたいと思います。

東内元職員の刑事事件でございますけれども、大きく3世帯ございました。

1世帯目が、生活保護受給者から現金をだまし取った詐欺事件。

2世帯目が、認知症の高齢者夫婦から預かった現金を着服した業務上横領事件及びキャッシュカードを使用した、現金を不正に引き出した窃盗事件。

3世帯目は、障害のある高齢者から預かっていたキャッシュカードから、現金を不正に引き出した窃盗事件がございました。

今回、損害賠償請求されておりますのが、その中の2世帯目の業務上横領事件及び窃盗事件に関係する損害賠償請求となっており、国家賠償法第1条第1項に基づき、和光市に損害賠償請求されたものです。被害額は合計で6,800万円でしたが、そのうち100万円は元職員から弁済されたことから、6,700万円となっております。またその弁護士費用相当額として、その10%分として670万円の合計7,370万円を和光市に請求されたものです。

なお、高齢の御夫婦ですが、原告の奥様は数年前に亡くなっており、今回の請求権については、配偶者である原告が相続をしているところです。

続いて、3ページ目の経緯の概要です。こちらは、令和3年12月22日に原告代理人のC弁護士から、和光市の顧問弁護士であります、豊泉法律事務所宛てに、被後見人の和光市に対する損害賠償請求についてが郵送されました。こちらの根拠も、国家賠償法第1条第1項に基づくものでございます。また根拠資料として、令和3年9月17日に行われた東内元職員の刑事訴訟

の一審判決をを根拠資料として、令和3年12月22日に請求してきたものです。

その後、市と弁護士等で協議を重ね、令和4年1月28日に、和光市と豊泉法律事務所と示談折衝について、業務委託契約を締結いたしました。市としては、あくまで個人、東内元職員に責任があるということで、国家賠償法の第1条第1項に該当しないと判断いたしました。

その後、令和4年2月14日に豊泉法律事務所から、成年後見人C弁護士宛てに、国家賠償法第1条第1項の要件を満たさないため、損害賠償には応じられない旨の回答書を送付いたしました。その後、特に相手方とのやり取りはなかったですが、令和4年6月28日に、今回の訴状が市に郵送で到着いたしました。同日、豊泉法律事務所に訴状が提出された旨を連絡し、6月30日には、豊泉法律事務所から、弁護士費用の見積書を収受したものでございます。

次に、4ページをお開きください。今回民事訴訟に係る裁判費用は、大きく分けて着手金と実費と報酬金がございます。着手金については、167万6,500円を提示されております。積算根拠は、損害賠償請求額の7,370万円に3%を掛けまして、69万円を足した金額に、顧問契約に基づく減額として、0.7を掛けたものです。さらに、2月14日に送付しました示談交渉のための着手金が、35万4,200円でしたが、こちらも差し引いたものが、167万6,500円になったものです。今回の補正予算成立後に契約を締結し、速やかに執行する予定となっております。

実費と報酬金につきましては、今回補正予算時に債務負担行為を設定し、事件終了後に支払いを予定しております。報酬金580万2,000円の根拠ですが、相手方から請求をされた、7,370万円を全額排除できた場合に、この報酬金が発生します。積算根拠といたしましては、7,370万円に6%を掛けまして、138万円をプラスいたします。その金額に顧問契約に基づく減額として0.7を掛けたものです。これが、580万2,000円となっております。

なお、この金額の基となる基準でございますけれども、日本弁護士連合会の弁護士報酬基準に基づきまして積算されたものでございます。

次に、5ページの今後の予定でございます。令和4年9月1日、木曜日が、第1回の口頭弁論期日ということで裁判所から指定されております。埼玉地方裁判所第100号法廷になります。これに先立ちまして、1週間前の8月25日、木曜日が被告側からの答弁書の提出期限となっております。答弁書の作成は、およそ1か月程度を見込んでおります。

裁判はおおむね1年程度かかると伺っております。裁判の今後の流れですが、現在訴状が提出され、8月25日までに答弁書を提出いたします。9月1日に第1回目の口頭弁論が始まり、その後、被告、原告両方から、書面による主張や、証拠書類の提出等を通常2回から3回ずつ行います。おおむね1か月に1回程度を要することから、2回、3回ずつ行ったとしても、4か月から6か月くらい期間を要します。

その後、証人尋問で話す予定の内容を整理した書面、陳述書と申しますが、これを事前に提出し、提出した1か月後くらいに、裁判所のほうで証人が法廷にて証人尋問を行います。証人尋問を行った1か月後くらいに、裁判所が証人尋問の結果を一字一句文字起こし、尋問調書を作成します。作成された尋問調書の1か月後くらいに最終準備書面という、尋問調書を見

ながら、これまでの主張などを整理した書面を、原告側、被告側からそれぞれ提出されます。提出を受けてから、約2か月後が判決になりますので、裁判はおおむね1年程度かかる見込みです。

そのため、早急に顧問弁護士と業務委託契約をする必要があります。

続きまして、6ページをご覧ください。こちらが、答弁書作成準備期間は、先ほど1か月程度と申し上げましたが、この間、こういった作業が行われるかを示したものです。大きく4点ございます。

まず1点目、市と委託弁護士に方針の決定に向けた協議や調整を行います。

2点目、訴状に記載されている、主張に対する認否、市の主張を作成します。

3点目、市の主張の裏付け、証拠書類や調査、証拠説明書の作成を行います。

4点目、今回、国家賠償法第1条に基づいて、市に損害賠償請求がわかれていることから、関連する判例等の調査をいたします。こういったことを含め、おおむね1か月程度を要するというので、今回全員協議会を開いていただき、御協議いただくことになったわけでございます。説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○齊藤克己議長 以上で説明が終了いたしました。

質疑のある方は挙手願います。

赤松議員。

○赤松祐造議員 そもそも認知症になっていた方は、原告A氏ですか、A氏の奥さんですか、確認します。

○齊藤克己議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 高齢者夫婦の2人とも、A氏と奥様お二人が認知症の高齢者です。

○齊藤克己議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 原告代理人のC弁護士は成年後見人になったということですが、被害に遭ったときから成年後見人になっていたのでしょうか。

○齊藤克己議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 今回成年後見人としたC弁護士が、令和元年8月15日付で、家庭裁判所に市長申立てをしたところ。この申立てにおきましては、令和元年10月8日にC弁護士が選任されました。

○齊藤克己議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 この認知症の夫婦が被害に遭ったのは、令和元年より前のことなのか。

○齊藤克己議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 東内元職員が逮捕されたのが、令和元年6月13日になりますので、それ以前から被害に遭っていたということになります。

○齊藤克己議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 C弁護士が成年後見人になったのは、被害に遭う前なのか、後からなのか。

○齊藤克己議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 C弁護士は、令和元年10月8日に後見人として、家庭裁判所から認定されていますので、被害に遭われた後に、後見人に選任されたということです。

○齊藤克己議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 今回の案件についてですが、今まで示談折衝してて、国家賠償請求には応じられない旨の回答を出して、なおかつ今回、当事者から民事訴訟を起こされてという経過ですけども、市が訴えられている案件で、なぜ市長が同席しないのか私にはよく分かりません。なおかつ、先ほどの説明だと、執行するのに専決処分ですというお話でした。そうすると、市長の権限で専決処分するわけですから、わざわざ全員協議会を開かなくても、専決処分だったらやれたのではないかと思うんですけども、なぜこのようになったのか。市が訴えられたのであれば、市長が同席して説明するべきだと思うんですけども。なおかつ専決処分であれば、今回の全協も開く必要があったのか、その確認です。

○齊藤克己議長 大野保健福祉部長。

○大野保健福祉部長 専決処分のことに関して、まず初めに答えさえていただければと思います。当然に専決処分につきましては、自治法の規定により認められているものでございますが、十分に事の重要性等を鑑みますと、しっかりその説明をして、御理解をしていただく必要がまずあると判断し、このような場を設けさせていただいたものでございます。

○齊藤克己議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 理解云々より、市長の権限で専決できるんですよ。市長の判断で。なおかつ、直近の議会に上程して、そこに報告するわけですよ。それであれば、わざわざ全協で説明する意味があったのかどうか。じゃあ市長の権限って何ですか。

○齊藤克己議長 休憩します。（午後 1時36分 休憩）

再開します。（午後 1時38分 再開）

富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 話戻りますけれども、こういった重要案件なので、専決処分するのであれば、説明したいってことであれば、市長が同席して説明するのが本来ではなかったのですか。

○齊藤克己議長 大野保健福祉部長。

○大野保健福祉部長 訴訟の内容や裁判費用など詳細な部分につきましては、担当課である長寿あんしん課が最も把握をしているという観点から、このような対応をさせていただいたことを御理解をいただければと思います。

○齊藤克己議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 詳細の中身は分かりますけど、権限として専決処分するのは市長ですよ。市長がやりたいのであれば、今日出てきて説明するのが本来ではないですか。

○齊藤克己議長 大野保健福祉部長。

○大野保健福祉部長 富澤議員のお考え、承知しました。いろいろなお考えがあると改めて、

思いを新たにさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○齊藤克己議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 いろいろ考えじゃなくて、市長が市長の権限でこの事業を執行するんですよ。ならば市長が説明するべきじゃないんですか。

○齊藤克己議長 休憩します。（午後 1時39分 休憩）

再開します。（午後 1時40分 再開）

大野保健福祉部長。

○大野保健福祉部長 冒頭、市長挨拶の中で、市が被告となる民事訴訟に係る裁判費用について説明させていただきますということで、重要な案件であるというようなことを御報告をさせていただいているところがございます。訴訟の内容や裁判費用につきまして、先ほどと繰り返しになり、大変心苦しいのですが、最も精通している担当課長からの説明ということで御理解をいただければと考えております。

○齊藤克己議長 金井議員。

○金井伸夫議員 3ページ、令和4年2月14日の豊泉法律事務所から云々ということで、和光市側の弁護士としては、国家賠償法第1条第1項の要件を満たしていないと主張されていくんだろうと思うのですが、どこで第1条第1項の要件を満たしていないという判断をされたのか説明をいただきたいと思います。可能性として、勝訴できるかどうか、関心のあるところなので、お願いします。

○齊藤克己議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 今回の損害賠償請求が、国家賠償法第1条第1項に該当するかどうかということが、裁判の争点になってまいります。詳細につきましても、裁判の中で明らかになっていくものと確信しておりますことから、今後の裁判の行方を注視してまいりたいと考えております。

○齊藤克己議長 金井議員。

○金井伸夫議員 国家賠償法第1条第1項の条文を読みますと、なかなか素人では判断できないところではあるので、市の弁護士が要件を満たさないとやった根拠、そういったものは聞いていないのでしょうか。

○齊藤克己議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 2月14日に相手方に出した回答書の中では、具体的な内容について触れておりますけれども、国家賠償法第1条第1項に該当しないとやったことで、今回提起されたものでありますことから、今後は裁判で明らかになっていくと認識しております。

○齊藤克己議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 3ページで、令和4年1月28日に、和光市と豊泉法律事務所と、示談折衝について業務委託契約を締結しました。この示談折衝というのは、和光市と事務所との間で、原告側と示談折衝を進めていこうではないかと話し合われたのかどうか。その示談折衝で事を進

めるということではなく、要件を満たさないからという回答を出すに至ったということですか。

○齊藤克己議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 令和3年12月22日に郵送されてきました損害賠償請求について、内容の精査をし、顧問弁護士を含め、市と協議をさせていただきました。その結果、相手方が主張しております国家賠償法第1条第1項には該当せず、あくまで個人に責任があるという方向性を確認した上で、1月28日に、豊泉法律事務所と今後示談折衝する業務委託契約を締結したものでございます。

○齊藤克己議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 そうしますと、1月28日は示談折衝について相談したということではないのですか。損害賠償請求についての妥当性について、相談をしたということであれば理解できるのですが、初めは、示談をしようと考えたのですか。そのように理解しているのかどうか。

○齊藤克己議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 相手から送られてきました損害賠償請求につきまして、弁護士を含めて、内容を協議、精査した中で、この内容では、国家賠償法第1条第1項に該当しないといった方向性を見出したところでございます。市といたしましては、相手方に対して、示談交渉をするに当たって、専門的知識、経験を有する豊泉法律事務所と示談折衝について業務委託契約を締結するということと話がまとまって、1月28日、業務委託契約を締結したところでございます。

○齊藤克己議長 休憩します。（午後 1時43分 休憩）

再開します。（午後 1時44分 再開）

田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 相手方と示談交渉をすると、弁護士と協議した上で最終的に決定し、業務委託契約を締結したものです。

○齊藤克己議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 相手と示談交渉していこうということで、業務委託契約を結んだと。その後は、示談交渉していこうという動きはあったのですか。国家賠償法第1条第1項の要件を満たさないから、示談交渉になって、示談交渉しませんということ、相手方に回答したのかどうか。

○齊藤克己議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 示談交渉ですが、2月14日付で、豊泉法律事務所から、相手方の弁護士へ損害賠償請求に応じられない旨の回答書送付したことが、示談交渉となるものでございます。

○齊藤克己議長 赤松議員。

○赤松祐三議員 被害に遭った認知症の奥様の御主人が亡くなって、その奥さんが、市に成年後見人を要請したことになっているのですが、認知症の人が成年後見人とかそういうことが分

からないのに、家族か誰かが代わりに申請してつなげたわけですか。

○齊藤克己議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 奥様が亡くなって、旦那様が御存命です。この方に成年後見人として、C弁護士がついております。親族の方など、成年後見人を申し立てる方がいらっしゃらなかったもので、市長申立てとして、後見人の申請をしまして、家庭裁判所のほうでC弁護士を選定したところでございます。

○齊藤克己議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに質疑がありませんので、以上にて、質疑を終結します。

休憩します。（午後 1時46分 休憩）

再開します。（午後 1時47分 再開）

以上にて、本日の協議事項は全て終了いたしました。

記録については正副議長に一任願います。

以上で、全員協議会を閉会いたします。

午後 1時48分 閉会

議 長 齊 藤 克 己

副 議 長 安 保 友 博